

仙台市環境影響評価審査会 議事録（要旨）

■日 時	平成28年1月28日(木) 午前9時30分～12時00分
■場 所	仙台市役所本庁舎2階 第三委員会室
■出席委員	持田委員、永幡委員、遠藤委員、大熊委員、西條委員、廣田委員、丸尾委員、森田委員、山崎委員、横山委員
■欠席委員	風間委員、松木委員、松八重委員、山口委員、山田委員
■事務局	佐藤環境局次長兼環境部長、瀧澤環境企画課長、菊地環境対策課長 田中環境共生課長 (環境共生課環境調整係)
■ 審 議	・プロロジスパーク仙台泉2プロジェクト環境影響評価方法書について（諮問第49号）
■ 報 告	・仙台市新墓園建設事業（第2期）に係る環境影響評価事後調査報告書（第5回）（案）について ・仙台市富沢駅西土地区画整理事業環境影響評価事後調査報告書（工事中その1）（案）について ・仙台市茂庭土地区画整理事業環境影響評価事後調査報告書（第1回）（案）について
■ 事業者	・事業者1 プロロジスパーク仙台泉2プロジェクト 事業者 ・事業者2 仙台市新墓園建設事業 事業局 ・事業者3 仙台市富沢駅西土地区画整理事業 事業者 ・事業者4 仙台市茂庭土地区画整理事業 事業者
事務局	【次第1 開会】 ・審査会成立報告
事務局	【次第2 資料確認】 ・資料確認
持田会長	【次第3 審議】 《公開・非公開の確認》 原則公開。ただし、個人のプライバシー及び希少な動植物の生息・生育場所に関する事項があれば非公開とする。 →（各委員了承） 議事録署名 西條委員に依頼 →（西條委員了承）
持田会長	それでは審議に入る。 審議事項1の「プロロジスパーク仙台泉2プロジェクト環境影響評価方法書」について、事務局から説明をお願いする。
事務局	方法書に対する意見書の提出状況について申し上げる。意見書の提出期間

	は、12月25日(金)までとなっており、意見書の提出がなされた。
事業者1 持田会長	前回審査会以降の指摘事項と対応方針については、事業者から説明いただく。
事業者1 持田会長	(資料1について説明) それでは、ただいまの説明に対するご意見、ご質問をお願いする。 景観に関して、資料1の19ページの写真は、計画地から東側に約1,300m離れた場所から撮影している。計画地の方が周辺の住宅地より少し高いことだが、より計画地に近い地点の景観はどうなるのか。
事業者1 遠藤委員	14ページをご覧いただきたい。19ページの写真は、計画地から東側の緑色の丸で示した地点から撮影したものである。計画地とほぼ同じ標高であり、さらに屋上からの撮影である。一方、より計画地に近い住宅地では、標高が少し低くなり、計画地が高い場所の奥まったところにあるので、計画地に近づいた方が見えづらくなる。
持田会長 遠藤委員	承知した。他に質問・意見はないか。
事業者1 遠藤委員	資料1の13ページのマトリクス表で、動物を配慮項目としたことは評価する。しかしながら、昆虫に対する夜間照明の影響を考えると、「存在による影響」ではなく、「供用による影響」が適切ではないのか。
事業者1 遠藤委員	「存在による影響」として配慮項目としたが、実際には施設の運用も含めて配慮事項を検討し、準備書で整理する予定である。
事業者1 遠藤委員	「存在による影響」と「供用による影響」の両方において配慮するということ。
事業者1 遠藤委員	その通りである。
事業者1 遠藤委員	それでは「供用による影響」も配慮項目として選定した方が良いのではないか。
事業者1 遠藤委員	承知した。
事業者1 遠藤委員	また、前回の審査会で動物の調査をしない理由等を明記したほうがいいと指摘をしたと記憶しているが、それについては準備書の方に明記することでおろしいか。
事業者1 遠藤委員	その旨準備書に明記する予定である。
事業者1 持田会長	承知した。もう一点、7ページで昆虫の飛来に対して配慮した施設にあるが、配慮した効果を検証するためにも、供用後に1シーズンでも昆虫の調査をした方が良いのではないか。
事業者1 持田会長	準備書に示した配慮どおりの施設となっているか、供用後にしっかりと確認していきたいと考えている。
事業者1 持田会長	今の遠藤委員の質問は、施設として対策を行った結果、本当に昆虫が集まっているかを確認する必要があるのではないかということだ。

事業者 1	ご指摘いただいたように、建物の照明などが、昆虫に配慮されたものになつているかということに合わせて、建物に昆虫が集まつっていないかについても確認するようにしたい。
持田会長 事務局	それが準備書に書き込まれるということか。 準備書にはこういった配慮をしますという内容を記載いただき、事後調査報告書で配慮をした結果を報告していただく。
持田会長 事務局	では事後調査報告書に記載ということか。 供用後の事後調査報告書にこういった配慮をしましたということは書いていただくので、昆虫の飛来の有無について確認等がなされる場合には、合わせて記載されることとなる。
遠藤委員 事務局	事後調査計画として準備書に記載される可能性はあるのか。 事後調査とは、準備書の中で選定項目として予測・評価したものについて、その検証をするという目的で行われる。一方、配慮項目については原則「こういった環境保全措置を講じました」という報告になる。
事業者 1	実施した環境保全措置の状況は、事後調査報告書に記載する。その中で、昆虫に対する効果の状況を合わせて記載することとしたい。
遠藤委員 持田会長 永幡委員	承知した。 他に意見・質問はないか。 ロードキルについて 1 点教えていただきたい。7 ページに「本事業によつてロードキルが著しく増加することはない」とあるが、ロードキルと交通量は比例するといった相関関係がはつきりしているのか。そのような関係性がはつきりしていないならば、このように記述するのは言い過ぎではないかと憂慮する。
事業者 1	実際のところ、ロードキルと交通量の相関関係は、はつきり分かつてはいらない。もちろん本事業により車の出入りが増加するのは明らかなので、入居予定の企業にはロードキルが発生する可能性を認識させ、その点に配慮するよう伝えていくようにしたいと考えている。
持田会長 西條委員	他に意見・質問はないか。 参考資料として写真を添付いただいたことで現地の具体的な状況が分かりやすくなつたことは評価する。それに関してだが、19 ページの夜間の写真の撮影時間をご存じであれば教えていただきたい。
事業者 1	昨年の12月に撮影しているが、撮影時刻は夕方6時過ぎから7時あたりである。
西條委員	まだ周辺の施設が稼動時間帯ということだ。夜中になるともう少し光が落ちる可能性もあるということか
事業者 1 西條委員	その可能性もあると思う。 承知した。

持田会長	他に質問・意見はないか。追加のご質問、ご意見等がある場合は後程事務局に提出いただきたい。なお、次回は事務局に答申案を用意いただき、それを基に議論する。
(報告 1) 持田会長	<p>【次第 4 報告】</p> <p>次に次第 4 報告に入る。</p> <p>1 件目の仙台市新墓園建設事業（第 2 期）に係る環境影響評価事後調査報告書（第 5 回）（案）について、事務局から説明をお願いする。</p>
事務局	<p>仙台市新墓園建設事業（第 2 期）は、平成 23 年 2 月 28 日に評価書の公表を行った。</p> <p>今回は工事中の環境影響についての事後調査報告書（第 5 回）の案について事業局より報告いただく。</p>
事業者 2 持田会長 横山委員	<p>（資料 2 について説明）</p> <p>それでは、ただいまの説明に対するご意見、ご質問をお願いする。</p> <p>二つ意見がある。一点目は法面緑化についてだが、資料 2 の 30 ページに、ヤマハギがかなり繁茂しているので今後ヤマハギを刈り払う必要があると記載があるが、資料編のデータを見ると必ずしもヤマハギの被度が凄く高い所ばかりではなく、草本層の被度が 65 % 以上のところもあるので、そういう所はわざわざ刈り払いする必要はないと思う。刈り払いの前に一度状況を調査するとは思うが、特に植栽木の生育状況等を事前に確認してから刈り払いをするかしないかを決定する方がいいのではないかと思う。</p> <p>二点目はイトモの生育状況についてだが、写真を拝見する限りでは、現在のところヒシが調整池の全面を覆っているわけではないので、おそらく大丈夫だと思うが、これが例えば来年度ヒシが池の水面を覆ってしまうのであれば、イトモの衰退を防ぐためにもヒシの除去を考えないといけない。今年度と来年度のヒシの様子を比較してどのくらい増加しているかということも考察する必要がある。</p>
事業者 2	<p>盛土法面のヤマハギについては、成長が全般的に旺盛なので、刈り払いする必要があると認識しているが、成長があまり見られない日の当たらない場所等については加減しながら対応したいと考えている。また、移植木については、影響のない程度に刈り払いを行い、なるべく日が当たるような恰好で配慮をしたいと考えている。</p> <p>最終沈砂池のヒシについては、昨年 9 月の大雨で下流側に寄せられており、今後生育状況が変わる可能性があるため、来年状況を見ながら対応していく考えている。</p>
持田会長 永幡委員	<p>他に意見・質問はないか。</p> <p>22 ページに、環境保全措置として、ピーク時の開園時間を前後 1 時間ずつ延長したとあるが、この延長の効果はどのくらいのものだったのか。</p>

事業者 2	午前中に墓園を訪れる車の台数がピークとなるので、開門時間を8時半から7時半に前倒しした。その一時間の間に300台程入園したので、実際8時半に開門すれば門の前で300台も待機している格好になったと思うので、ある程度効果はあったと判断している。
永幡委員	聞く限りでは大きな効果があったようだ。
持田会長	他に質問・意見はないか。それではこの件については以上とする。本日の質問、意見を事後調査報告書の作成に出来る限り反映するようお願いしたい。
(報告 2)	
持田会長	次に仙台市富沢駅西土地区画整理事業環境影響評価事後調査報告書（工事中その1）（案）について、事務局から説明をお願いする。
事務局	仙台市富沢駅西土地区画整理事業は、平成25年7月22日に評価書の公告を行った。
事業者 3	今回は工事中の環境影響についての事後調査報告書（第1回）の案について事業者より報告いただく。
持田会長	（資料3について説明）
遠藤委員	それでは、ただいまの説明に対するご意見、ご質問をお願いする。
事業者 3	魚類の調査と底生生物の調査について、笊川の方で調査されているようだが、以前の経緯を知らないので伺うが、以前モノアラガイとかマルタニシが確認されていた水田地帯ではなく、なぜ笊川だけで調査を行うのか。
遠藤委員	事業地の東側の直近に既存の排水管があり、その排出先が笊川であった。事業地からの排水もすべてその排水管を通して笊川に排出されるので、評価書では笊川を予測・評価地点に設定するとともに、今回調査を行った次第である。
事業者 3	4-126ページの評価書の予測内容には、モノアラガイの生息環境が工事の影響により消失すると書いてあるが、検証結果では、そのことが確認できていない。
遠藤委員	評価書の時点では調査範囲を広く取っていたが、事業地からの影響としては下流側の方にあるということで、上流側については今回の調査範囲には含めなかつた。
事業者 3	今後調査をする予定はないのか
持田会長	事後調査計画にはないので、調査する予定はない。
事務局	モノアラガイなどの底生動物がもともと生息していたが、事後調査では生息が確認できない、それは、笊川の下流しか調査していないためだというはどう考えればいいのか。
	事務局から補足して説明申し上げる。確かに遠藤委員の指摘には一理あるが、他方事後調査計画は、既に準備書の時点で本審査会に示されており、事業者はそれに基づいて調査しているという事実にもご配慮いただきたい。

持田会長	4－126ページの注目すべき種の検証結果において検証すべきことはモノアラガイにどういう影響があったかであって、事後調査で確認できなかつたということは、事業の影響があつて消失したという理解でいいのか。
事業者3	そうではない。評価書時の確認地点は笊川の上流側であったが、事業による影響が考えられるのは笊川の下流側である。上流側は今回の調査の範囲外になっていたので、モノアラガイが確認されなかつた次第である。
持田会長	笊川の下流側では、もともと評価書では確認されていなかつたのか。
事業者3	そのとおりだ。評価書の時点では下流側では確認されなかつた。
持田会長	もともと上流側にいたモノアラガイへの影響を調べるために、もともといなかつた下流側を調べたら確認できなかつたと言つてゐるが、そうすると何を調査しているのかよくわからぬ。
事業者3	事業の影響が考えられる下流側を調査の対象としたが、下流側では評価書時の調査も、今回の事後調査でもモノアラガイが確認されていぬという事が事実である。
事務局	この検証結果の文章が誤解を与えるものであった。事業者と再検討したい。
事業者3	検証結果の記述が不適切だった。改めたいと思う。
持田会長	他に意見・質問はないか。
永幡委員	何点かある。まずは、1－63ページに騒音の予測式に関する記載があるが、フォントが潰れていて読めない。音響学会誌から持つてきただけで正しいものが記載されていると推測されるが、このような場に提出する際はきちんと読めるものを提出いただきたい。
事業者3	大変申し訳ない。
永幡委員	次に、以前、変更計画に関してご報告いただいた時にも述べたことだが、やはり仙台南部道路沿いに住宅地を設けることは、避けるべきだと思う。環境基準を設定した際の資料を読んでいただければわかると思うが、道路沿いは基本的に音環境が悪いが、実際に既に居住している人がいるので、とりあえず何らかの基準を作らなくてはいけないということで環境基準が設定されたという経緯がある。従つてこの基準は、本来道路沿いに新たに人を誘導することを前提にしていない。そのことは、ここに住まわれる方にきちんと説明すべきであり、また、この場所では、かなり防音性の高い住宅を建てて、かつ窓を開めないと多分夜睡眠に影響が出る、窓を開けたら確実に睡眠影響が出ると言われているレベルを超えるものであるという事実もきちんと説明して頂く必要がある。
事業者3	伝え方の詳細は当方で検討させて頂きたいが、事業者として入居する方をきちんと理解していただけるように説明する。また遮音壁についても、より効果のあるものがないかじっくり検討していきたいと考えている。
永幡委員	遮音壁は、もっと南部道路の道路よりの、高い位置に建てるることはできな

	いのか。日照か何かの問題があるのか。
事業者 3	高速道路を管理する東日本高速道路株式会社とも話したが、計画地の前後の遮音壁とのつながりや管理面の問題からこの位置に遮音壁を設置する方向で検討していたが、委員からのご意見もあるので、遮音壁をもっと高い位置に建てられないか、引き続き東日本高速道路株式会社と協議したい。
永幡委員	是非出来る限りのことはやっていただきたい。
	あと 1-90 ページの振動に係る環境保全措置の「重機の稼働」の一番下で、保全措置として「可能な限り低振動型重機の採用につとめる」と書かれているが、それに対して、実施状況には「機種が限られており、施工業者が当該重機を所有していない、重機の調達も出来なかつたため使用しなかつた」とある。そもそも重機を使用できる可能性があったからそう書いたのか、それともとりあえずこう書いておけばいいかと安易に考えて書いたものの、結局のところ重機を使用できなかつたということか。もし後者ならば、そう書くべきではない。本当に出来る可能性が十分あることが書かれるべきであり、そうであるにもかかわらずできなかつたということであれば、それにふさわしい書き方があるのではないか。
事業者 3	評価書を作成する段階では、まだ施工業者が決まっていなかった。なるべく低振動型を有する施工業者を探すように努めたが、実際のところそれができなかつたという次第である。
永幡委員	承知した。
持田会長	先刻の騒音の話は、1階は何とか環境基準を満たしたけど、2階は満たしていないという事実が、土地の購入者が家を建てる時に認識されており、例えば寝室は1階に設けるなど、設計段階からその情報を織り込み済みで家を建てるという形で対応することになると思う。だからこそ、情報開示をきちんとしていただくことが重要である。
	私からの質問で、動植物の調査において、評価書時には名取川の河川敷が調査範囲に入っていたが、事後調査では調査範囲から外れているというものが見受けられたが、これは南部道路で分断されているからおそらく影響がないということで調査範囲から外したということか。例えば 4-18 ページと 4-19 ページを見ると、黒枠で示された調査範囲が、事後調査では名取川から外れており、また、4-18 ページでは「調査範囲外のため事後調査では未確認」と書いている。
事業者 3	4-8 ページに、調査地域に関する説明を記載している。まずは評価書の時点では、事業地南側の名取川左岸の河川植生を把握するということで、調査範囲に含めていたが、事業地と名取川の間には南部道路や堤防があつて工事による土砂の流入や日照の影響は見られないこと等から、事後調査では調査範囲から外した次第である。

持田会長	工事の影響がないから調査の対象から外したということだが、この説明で生物系の委員は納得できるか。
横山委員	事後調査計画の作成時にその点について何も言わなかったのは事実であり、範囲の設定については、もう少し考えるべきであったと反省をしている。評価書時にせっかく調査したのにもかかわらず、結局その後何もしないというのは、確かに違和感がある。できれば評価書時に調査したところは事後調査でも調査して欲しい。
持田会長	南部道路等があるから、そこで遮断されて工事の影響がないというのは間違いないか。
横山委員	確かに可能性が低いというのはその通りではあるが、本当に影響がないのかと言われるとなんとも言えない。我々としても事後調査計画作成の際にもう少しきちんと確認しておくべきであったと思う。
持田会長	他に意見・質問はないか。
廣田委員	4-72ページの昆虫の注目すべき種一覧及び4-79ページの地図に関し、ウラベニエダシャクとかウラギンシジミは、先ほどの理由と同じで評価書時に確認された地点を事後調査では調査していないので、今回確認できなかつたのは仕方ないが、それに当たらないツマグロヒヨウモンは事業の結果消失したと理解していいのか。
事業者3	ツマグロヒヨウモンについては、評価書時の夏に一個体を確認したが、今回は確認できなかつた。これが事業の影響によるものかどうかは何とも言い難い。
廣田委員	(一個体がゼロになったというのは) 多分統計学的には有意ではないのかかもしれないが、チョウの場合は、事業で食草が消失、もしくは食草の生育場所が減れば影響が出る。事後調査計画の作成時点ではうしろと言ってはいいが、そういった観点から調査することは可能ではないのか。
事業者3	評価書時点でツマグロヒヨウモンが確認された笊川の区域については今回の調査範囲でもあるので、その辺も含めて調査はしたもの、今回の事後調査では確認できなかつた次第である。
廣田委員	私の言いたいことは、その原因になりうることも追加で調べてほしいということだ。
事業者3	今後工事中その2の報告もあるので、ご指摘いただいた点に留意しながら調査をしていきたいと思う。
横山委員	4-35ページから36ページで植物の注目すべき種の検証結果が書かれているが、「工事の進捗により今後消失する」ものと、「屋敷所有者による伐採と考えられ工事による影響ではない」ものがあるが、例えばカヤは事業地内に生育するものはやがて工事の進捗で消失するはずである。工事の進捗によって消失するものはきちんと足並みをそろえて記述すべきだ。

事業者 3 大熊委員	承知した。 全く違う視点から質問をさせていただきたいが、まちづくりの方針として「歩いて暮らせるまちづくり」を目指しているとあるが、このコンセプトがきちんと機能しているかを検証するのはいつの時期か。事後調査計画を見るとかなり後の方で温室効果ガスに関する調査を計画しているようだが、そのあたりで例えば歩いて暮らせる街になったかどうかがある程度分かるような調査もするのか、少し伺いたい。
事業者 3	供用後の事後調査に関し、区画整理事業の特殊な点として、区画整理が終了した時点で事業そのものが終了してしまい、土地の売買等や建物の建設が行われるのはその後ということである。組合解散時にどの程度供用されているかは何とも言えないが、組合解散時の段階で把握できるものはできる限り把握したいと考えている。
持田会長	今の大熊委員の「歩いて暮らせるまちづくり」に関する指摘というのは、これまで誰も言ってこなかったと思うが、貴重なご指摘だと思う。生態系の観点からみれば、この事業によってどれだけ貴重な種が減るかという話になるが、その代わりに素晴らしい住環境ができたという話を盛り込むことは、全体にバランスもとれて非常にいいことだと思う。
事業者 3 丸尾委員	ご指摘の点について地下鉄の利用者数のデータ等を活用しつつ、市の担当部局とも相談しながら前向きなデータを出していきたいと思う。 1－17ページに4号公園の変更について可能な限り既存樹木を保存するために調査をして、腐食等により伐採が必要と判断された樹木を除き、4本の樹木を保全することにしたという記述があるが、資料編の1－2ページと1－3ページを見ると、腐食等の報告はないにも関わらず、4と6の木は伐採するとなっているが、これはどういうことか。
事業者 3 丸尾委員	ご指摘の点については、文章の整合性を図るようにしたい。樹木を残すか残さないについては、仙台市太白区役所の公園管理者と、現地に出向いて公園として適している木かどうか、根腐れをおこしていないか等を確認し、相談の上で決めた次第である。 4と6は根腐れしているから伐採するということか。
事業者 3 丸尾委員	根腐れしているものや公園管理者の方で管理出来ないものを伐採する。 公園管理者が管理できないというのはどういうことか。
事業者 3 丸尾委員	公園管理に関する判断基準までは我々の方で確認していないので、合わせて確認したい。 特に6のケヤキについては結構大きいにもかかわらず何故伐採するのか、詳しく説明していただきたい。
持田会長 森田委員	他に質問・意見はないか。 1－27ページあたりから3点お聞きしたいことがある。

	<p>まず、1－27ページの道路交通計画だが、(1)の道路の基本構成に地区内を循環する道路とあるが、それが変更前の図面と変更後の図面から読み取れない。どの道路か示していただきたい。また、事業地の中に小学校があるが、小学校への通学はどのように配慮されているのか。これらのことと含めて、道路計画図というのを掲載すべきではないか。これがまず1点目である。</p>
事業者3	<p>循環する道路など記載の不明瞭な点は今後より分かるように表記する。小学校への通学の配慮については、グレーで示した区画道路にも片歩道をつけるなど、交通量を勘案しつつ行政と相談しながら歩道計画を作成している。小学校への道路は確かに両側歩道ではないが、全て歩道を通じて通学できるように配慮している。この辺りについて分かりやすく表記するよう改める。</p>
森田委員	<p>2つ目だが、(2) 計画交通量に関し、計画交通量は騒音、振動、CO₂に係る非常に大事なところなので、きちんと書いておくべきである。記述を見ると、「①将来交通量は将来の開発無しの交通量に開発後を上乗せする」とあり、これ自体は妥当であると思うが、②の書き方について、これはおそらく道路交通センサスのある時点での将来交通量のOD表を使用されたと思うが、この記述では何をどう使ったのかが一般の人にはよく分からないので、きちんと書いてほしい。また将来交通量の平日と休日のOD表が用意されていると思うが、無論、本来は平日と休日両方でチェックするべきではあるが、どちらを使用したのかはっきりしてほしい。あと③の国交省の都市計画調査室が出している平成19年3月の大規模開発地区関連交通マニュアルを使用したことは評価するが、その時の原単位に関し、商業、業務それぞれどういう面積でどのくらいの発生集中交通量だったのかっていうのを、きちんと書くべきだと思う。また、例えば商業であれば休日の方が大きく交通量が出てくるはずですので、平日、休日どのくらいの交通量を検討されたかについても示して欲しい。さらに、計画地はかなり駅に近いが、このマニュアルでは駅に近いと自動車の利用率は減少するという原単位を使っているはずだ。その点についても具体的に記載していただきたい。この辺りまでいかがか。</p>
事業者3	<p>ご指摘の交通計画については、評価書の方に道路交通量の推定の中身や考え方について記載している。</p>
森田委員	<p>承知した。1－66ページの予測交通量に関しては、開発を含めた交通量なのか。</p>
事業者3	<p>1－66ページは、仙台南部道路からの騒音影響を検証するための予測条件として示した同道路の現況交通量であり、この事業地から発生する交通量は含まれていない。</p>
森田委員	<p>騒音のところに交通量を記載するのであれば、1－27ページにも基礎的な交通量を示すべきではないか。</p>
事業者3	<p>今回の道路計画等の見直しというところで、遡っての交通量計算はしてい</p>

	ない。
森田委員	現況の交通量がこの数字で、開発に伴う交通量がこの数字で、合計この数字で計画を立てたというのを示すべきだと思うがいかがか。
事業者3	それを本報告書の事業計画に示した方がいいということか。
森田委員	その通りである。
事務局	委員のご指摘は確かにと思うが、ご指摘された交通量等の値は評価書の中で記載されているということだ。今回、文章表現等はもう少し見直すべきところがあるかも知れないが、ご指摘の通りであれば全てのデータをもう一度載せるということになる。
森田委員	自動車交通量は、騒音、振動や CO ₂ の基礎となるデータだ。その基礎的な結果だけでも載せるべきだと思う。
持田会長	森田委員のご意見は、土地利用計画や交通計画を変更することで、何か問題がおきてないかということではないか。それには、計画交通量をどれくらい見込んでいるかということも関係する。計画の変更にも関わらず交通計画がそのままよいのかという危惧もあるので、その辺も含め、大きな変更があった以上少し詳しく書いていただくということは道理に適っていると思う。
森田委員	道路計画や土地利用計画が変更になれば、交通量も多少は変わるはずだ。例えば業務用地に変更があれば、当然交通量は変わると思う。
事業者3	土地利用計画等が変わっているが、それが全体の交通計画にどの程度影響を与えるのかということまでは計算していない。
森田委員	割と簡単に計算できると思う。
事務局	会長と森田委員からいただいた意見を踏まえて、事業者ともう一度調整させていただきたい。
佐藤環境局次長兼環境部長	私どもの方でも、評価書提出以降に事業計画が変更された場合の取り扱いについて統一的なルールもしくは考え方がまだ確立されていないというのが正直なところである。事後調査報告書自体を審査会の場で議論していただく制度そのものが本市独自のものもあり、まだまだ制度的には未成熟なところがあると認識している。計画変更の程度や性格によっては、今ご指摘があったように、その要点を正確に捉えた形で事後調査報告があるべきだということを基本に、具体的の取り扱いについては、個別の事案に即しながら、事業者と相談させていただきたいと思う。
持田会長	おっしゃる通りである。事業計画が変更となったにも関わらず、変更前に評価書段階で認めただろうと言われても話がかみ合わないので、その点はよろしく取り扱い願いたい。
	他に質問・意見はないか。それではこの件については以上とする。本日の質問、意見を事後調査報告書の作成に出来る限り反映するようお願いしたい。

(報告 3)

持田会長

次に仙台市茂庭土地区画整理事業環境影響評価事後調査報告書（第1回）(案)について、事務局から説明をお願いする。

事務局

説明に先立ち、前々回の審査会において、本件事後調査報告書の報告の際、事業者との調整が不十分であったことから、委員の皆様に大変なご迷惑をおかけしたことを心よりお詫び申し上げる。

なお、本件事業は、評価書の公告を平成21年9月14日に評価書の公告を行った。評価書の公告から5年以上経過しており、その対応も含め、工事中の環境影響についての事後調査報告書（第1回）案を昨年10月29日の審査会で事業者から報告していただいたが、同時に報告書案を再度作成したいとの申し出があったため、委員の皆様からご意見、ご指摘をいただいた上で、本日再度報告することとなった。

報告は事業者からお願いする。

(資料4について説明)

それでは、ただいまの説明に対するご意見、ご質問をお願いする。

先程の話と同じになると思うが、今回既往調査との比較のためになされた調査で、山側の方を調査範囲に含めなかつたことは理解できるものの、比較する際には、既往調査結果からは明らかに調査範囲外にしか出てこないと分かる種を除いて比較した方が正確だと思うが、それは可能か。

可能だと思う。

前回の説明で、違いは主として経時的な変化だと理解していたが、今日の説明では多くは調査地点の違いという説明だったので、前回とイメージが変わったものの前回よりも正確に説明していたと思う。横山委員が言われたように少し上手に比較ができたらより分かりやすくなると思う。

他に質問・意見はないか。

資料4の94ページの昆虫の調査結果に関し、チョウを見ると27種から18種と他に比べて結構減少しているように見える。これは既往調査で1匹ずつの確認であったものが今回の調査では確認がなかったということなのか、それとも100匹確認されていたものが1匹も確認できなかったということなのか、この表では一切わからないので、どう減少したのか説明を追記いただけたとありがたい。

現時点では数を把握していないので、もとの資料を見てそのような表現が可能か検討したいと思う。

他に質問・意見はないか。

交通に関し、8ページで道路計画を見直したとあるが、見直しの理由として減歩を小さくするためとあるが、計画見直し後の減歩率を教えていただきたい。

事業者 4 森田委員	当初は平均減歩 60%、これは実質 70 を越えるような減歩率であったが、変更後は、それをさらに 5 ポイント下げて 55% となっている。 55% か。そうすると、減歩率としては仙台市内の土地区画整理事業としては高い方になるのではないか
事業者 4 森田委員	その通りである。 それから図 2-5 の道路計画平面図に、変更前後の記述があるが、一生懸命読んだがよく理解できない。具体的にどこがどう変更となったか、もう少し分かりやすく記載いただきたい。
事業者 4 持田会長	分かりやすい形に、表現をもう一度検討させていただきたい。 他に意見・質問はないか。それではこの件については以上とする。本日の質問、意見を事後調査報告書の作成に出来る限り反映させるよう配慮いただきたい。それでは、次第 5 事務連絡にうつる。
事務局	【次第 5 事務連絡】 ・追加意見の聴取 本日審議した事業について追加意見 2月 4 日（木）夕方 5 時まで ・次回審査会日時 3月 17 日（木）13:30～ ・予定案件 プロロジスパーク仙台泉 2 プロジェクト環境影響評価方法書（第 3 回）
事務局	【次第 6 その他】 特になし
事務局	【次第 7 閉会】 《審査会終了》

平成 28 年 3 月 24 日

仙台市環境影響評価審査会会長

氏名 森田 千鶴

仙台市環境影響評価審査会委員

氏名 西條 由紀子

